

福島県暴追センターニュース

NO. 541 (R4. 11. 15) 発行

(公財) 福島県暴力追放運動推進センター 福島市中町8-2 (福島県自治会館3階)

相談所 福島相談所 024-572-6960

郡山相談所 024-939-8930

不当要求防止責任者の役割について

本年も多く事業所から、不当要求防止責任者講習を受講していただいています。その中で、受講者の一部から不当要求防止責任者に選任されると、暴力団や悪質クレマーからの不当要求に対応させられることとなるため、なりたがらない人が多いという話を耳にします。



1 大原則 = 組織的な対応

各事業所が不当要求防止責任者を選任するのは、事業所が暴力団等による不当要求に対抗するためです。そのためにも不当要求防止責任者が個人的に対応したり、担当者や不当要求防止責任者のみに責任を押しつけることは最も避けるべきことです。不当要求があった場合、組織としての方針をあらかじめ検討して、担当者や不当要求防止責任者を孤立させず、組織で一丸となって対応することが何よりも大切です。

2 講習内容の全社員への浸透

不当要求防止責任者の皆さん、不当要求防止責任者講習を受講してからどうされていますか。講習を受講ただけで終わっていませんか。

不当要求防止責任者講習の大きな目的の一つは、暴力団への対応要領等を事業所に属する全ての人たちに浸透させることです。事業所内で不当要求防止責任者が講師となって不当要求についての指導・教養を実施するなどして、実際に不当要求が発生した際に、

不当要求防止責任者が中心となって組織として対応できるように、平素の準備を進めてください。

3 不当要求防止責任者の役割（行うべきこと）

(1) 不当要求に対する各事業所の内部体制の整備

- あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- 対応する応接室を決めておき、録音、撮影機器等を用意しておく。
- 暴力追放ポスターや不当要求防止責任者講習修了書等を掲げておく。



(2) 社員等に対する不当要求についての指導・教育の実施

- 講習会や会議等での社員教養や研修会等を行う。

(3) 不当要求による被害が発生した場合の被害調査及び警察署への連絡

- 不当要求防止責任者が中心となって調査を行い、警察署・暴力追放運動推進センターへの連絡等を実施する。

4 不当要求防止責任者に求められる資質

不当要求防止責任者は、誰かが選任されていればいいというものではありません。

不当要求防止責任者の役割を考慮した場合、求められる資質として

- 社会経験が豊富なこと
- 各事業所の経営方針を把握し事務を統括していること

が求められます。

会社であれば総務部長又は総務課長、販売店や飲食店であれば店長の立場にある方が、事業所等における不当要求防止責任者の役割を果たしていただく適任者と思われれます。

5 視聴覚資料の貸し出し

暴力追放運動推進センターでは、不当要求防止責任者が社員等に対する不当要求等についての指導・教養を実施する際に使用できる視聴覚資料（DVD）を無料で貸し出しています。

一般の方にも分かりやすいものばかりですので、社員教養や研修会等でご活用いただければと思います。

今回は次の二本を紹介しますが、他にも多数ありますので、是非、暴追センターにお問い合わせの上、ご利用ください。

○ 不当要求防止責任者の役割と講習概要～暴力団のない明るい社会をめざして



事業所ごとに選任された不当要求防止責任者に対し行っている「不当要求防止責任者講習会」の概要や不当要求防止責任者が事業所内での講義を行う際のポイントなどを解説しています。

第1部 制度と講習概要

第2部 事業所内での講義ポイント

○ 暴排の標～反社会的勢力を許さない社会へ



暴力団員による企業への不当要求や発砲事件、みかじめ料の徴収等市民の生活の安全を脅かす出来事が依然として後を絶ちません。

暴力団員による不当な行為と被害の防止を図るために、どう行動すればよいのか？

暴力団排除の標（しるべ）を示していきます。

第1話 反社会的勢力によるクレーム対応要領について

第2話 適格都道府県センター制度による暴力団事務所の撤去について

第3話 組長賠償請求（使用者責任）訴訟について

以上